

会 議 録

1 会議名

平成26年度 第13回高田区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

- (1) 公の施設使用料の変更について（諮問）（公開）
- (2) 高田区地域協議会第4回懇談会について（公開）
- (3) 地域活動支援事業の高田区の審査・採択ルールについて（公開）
- (4) 諮問事項の答申について（公開）
- (5) 平成26年度地域活動支援事業の変更について（公開）

3 開催日時

平成27年1月19日（月）午後6時30分から午後9時まで

4 開催場所

高田地区公民館 第6研修室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・ 委 員：井上紀子、小川善司、河村一美、北川 拓、栗田祥子、小嶋清介、
柴田幸男、杉本敏宏、高野恒男、高野 誠、田中昭平、西山要耕、
野本韶一、松矢孝一、宮崎 陽、山田 昇、吉田昌和
- ・ 事務局：南部まちづくりセンター 森田係長、敷波主任
用地管財課 山田課長、松村主事
文化振興課 山田課長、手塚係長
こども課 白石副課長、佐々木係長、小林主事
福祉交流プラザ 駒沢館長
体育課 國元課長
行政改革推進課 池田課長

8 発言の内容

【森田係長】

それでは定刻になりましたので、本日の出席人員の確認を行わせていただきます。本日の出席人員は今のところ13名です。欠席の御連絡をいただいておりますのが浦壁委員と、大塚委員のお二人です。それから、北川委員と小嶋委員は所用により遅れて御参加されるということで、御連絡を聞いております。高野 誠委員、田中委員につきましては、後ほど御参加されると思いますのでよろしくお願いいたします。

上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席がありますので、会議が成立することを報告します。同条例第8条第1項の規定により、議長は会長が務めることとなります。西山会長、よろしくお願いいたします。

【西山会長】

はい、会議が成立するということですので、平成26年度の第13回目の高田区地域協議会を開催させていただきます。

初めに、本日の会議録の確認ですが、高野副会長、それからちょっと遅刻や何かをされる関係で、杉本委員、議事録の確認のほうよろしくお願いいたします。

それでは、次第の2「議題等の確認について」事務局からお願いいたします。

【森田係長】

— 資料・議題等の確認 —

【西山会長】

はい。只今、事務局のほうから本日の進め方について話がありましたが、何か御質問のある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

本日は、御覧のとおり諮問が10件、それから次年度の協議会の活動支援事業の話合い、そして終了後には、第4回の懇談会のグループの話合い等も入っております。2時間半を想定しておりますが、少しでも内容がスムーズにできますよう、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

質問がある場合には、御発言いただける場合には挙手をして、私のほうで御指名をさせていただいた方から順にお願いをしたいと思います。

それでは早速、次第の3、議題の(1)「諮問事項 公の施設使用料の変更について」に入らせていただきます。本日は、関係する各課の皆さんが大勢お見えになっておられます。各課の課長さんのみで申し訳ありませんが、自己紹介をお願いします。その後、説明をしていただきたいと思います。本日は議題も多いため、説明は簡潔にお願いしたいと思います。まず、全てについての説明を45分程度お聞きして、その後、質疑を30分程度予定しております。諮問の趣旨のほうは、体育課の方から順番にやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【体育課 國元課長】

体育課長の國元でございます。よろしくお願いいたします。今日は10か所の諮問にかかる施設のうち、体育課が一番たくさん持っておりますので、私が代表して全体的な話をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

— 資料に基づき説明 —

【西山会長】

続いては、個別でお願いいたします。

【用地管財課 山田課長】

どうも御苦勞様でございます。では、高田駅前コミュニティルームを所管しております用地管財課長の山田と申します。よろしくお願いいたします。それでは、私のほうから諮問第31号「高田駅前コミュニティルームの使用料の変更について」説明をさせていただきます。

— 資料に基づき説明 —

【西山会長】

はい。

【福祉交流プラザ 駒沢館長】

皆様、お疲れ様でございます。私、福祉交流プラザの館長をさせていただいております駒沢と申します。私のほうから、諮問第32号「福祉交流プラザの使用料の変更について」御説明させていただきます。

— 資料に基づき説明 —

【西山会長】

はい。

【文化振興課 山田課長】

続きまして、文化振興課長の山田でございます。私のほうからは諮問第33号から35号です。資料でいきますと、11ページから27ページまでですが、私のほうからは三つの施設について説明をさせていただきます。

— 資料に基づき説明 —

【西山会長】

お願いいたします。

【こども課 白石副課長】

ご苦労様です。こども課の副課長をしております白石と申します。よろしくお願
いします。事前に配布させていただきました資料に基づきまして、諮問第36号「南
三世代交流プラザの使用料の変更」につきまして御説明をさせていただきます。

— 資料に基づいて説明 —

【西山会長】

はい。

【体育課 國元課長】

それでは、諮問第37号からは、体育課になります。資料No.1の37ページを御
覧ください。

— 資料に基づき説明 —

【西山会長】

はい。

【行政改革推進課 池田課長】

行政改革推進課長の池田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

11月にこちらにお邪魔して説明をさせていただいた際に、今回の使用料の改定
に伴っての影響度と申しますか、評価額は大体いくらなんだという御質問をいた
だきました。その時には「精査中です」ということで、回答のほうができない状況で
ありましたが、今回の諮問をさせていただくということで、一定料金が固まってま
いりましたので、固まってきたことによって、全体の金額が分かりましたので、御
報告をさせていただきたいというふうに思います。

使用料の変更額は通年ベースでいうと、大体、約4,600万ほど多くなるとい

うふうに見込んでおります。こちらの市が直接管理するもの、あるいは指定管理のものいろいろありますが、実質的な市の増収額として4,600万ほどということになっております。

それで使用料収入全体、これも直営管理、指定管理含めてということで、前回お話ししましたが、17億5,000万ほどのものですね、18億円くらいになるということで見込んでおります。私のほうからは以上、報告ということでさせていただきます。

【西山会長】

はい。以上でよろしいでしょうか。

他に御説明ある方、いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

はい。今ほど、各課の課長さんのほうから説明をしていただきました。それでは、まとめて質疑を行わさせていただきたいと思えます。

なお、これまでに行政改革推進課から使用料の変更に関わる市の考えや、変更後の使用料の算出方法をお聞きして質疑をしておりますし、事前にも資料のほうを皆様に確認していただくようお願いをしているところです。質疑は、諮問事項に関わる事項のみとさせていただきます。

先ほど御説明いただきましたが、約30分程度とさせていただきます。皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。現在、7時ちょっと過ぎておりますので、7時35分ぐらいを目途に質疑を行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、御質問等ある方、挙手の上、御発言をお願いいたします。

はい、高野委員。

【高野 誠委員】

福祉交流プラザのことに関して、ちょっと質問したいんですけども。福祉交流プラザの利用というのは、ちょっと普通の施設を利用する方々よりも、意外に、例えば、障害関係ですとか、いわゆる利用する方が、私はちょっと違うのではないかなというふう理解しているのですけれども、そこら辺の考慮はあるのかなのかというのが1点。

あとそれから、旧師団長官舎の中で、和室の中で、金額が変更にならない第二和

室というのがあるのですけれども、これはそれなりの何か理由があって据え置きという形になったのか。この2点に関してお願いします。

【西山会長】

はい、よろしくお願いします。

【福祉交流プラザ 駒沢館長】

それでは福祉交流プラザのほうから、今ほどの御質問に対してお答えさせていただきます。

おっしゃいましたとおり、福祉の拠点施設ということで、身体障害者の方の利用が多い状況ですが、一般の方々も大勢利用していただいている状況であります。身障者の方々につきましては、手帳を持っている方につきましては、全額免除させていただいているところです。これにつきましては、市の一般の免除規定によれば、50%なんですけれども、福祉交流プラザにつきましては、そういうところをちょっと加味しようということで、全額免除ということで御利用いただいているところです。以上です。

【文化振興課 山田課長】

私のほうからは、旧師団長官舎の件ですが、これはさきほどちょっと説明、本題の中にあっただと思うのですが、面積それから経費、こういったものを勘案して計算してどのくらいアップするかということを出しています。今の和室の二というのは、この中で一番狭い10畳なんですけれども、1円単位で計算して、確か100円ちょっとしか出ていないということで、端数計算上の関係で値上げ等はしておらないということで、現行どおりの100円にしようということです。

【西山会長】

よろしいでしょうか。

他、質問ございますでしょうか。

はい、宮崎委員。

【宮崎委員】

すいません。指定管理と委託の違いがあると思うんですけれども、それぞれの施設の管理しているところを教えていただけますか。

【西山会長】

10の施設？

【宮崎委員】

駅前のほうから全部教えてください。前回、私は指定管理とか委託しているところの一覧表をほしいというようなことを言ったと思うのですけれども出ていませんので、ちょっと教えてください。

まず、高田駅前から。

【用地管財課 山田課長】

高田駅前コミュニティールームにつきましては、市の直営管理になっています。

【宮崎委員】

管理ですね。どっかに頼んでいるんですよ。

【西山会長】

はい。

【用地管財課 山田課長】

一部、直営管理になって…。

【宮崎委員】

一部はどこへやっていますか。

【用地管財課 山田課長】

管理につきましては、近くのホテルのほうで管理委託をお願いしているという状況です。

【宮崎委員】

はい。それは高田駅前ですね。

【西山会長】

宮崎委員、今日は、指定管理の話ではなくて使用料の話なので、それを10個全部、こうやって全てお聞きしなければあれでしょうかね。

【宮崎委員】

結局、値上げしたお金が、どういう形で使われるかということに関してなんですけど、前回の質問の中で、指定管理の場合は管理費を減らしていくんだ、値上げした分を管理費のほうから減らすと、こういう話があったものですから、今回こういう施設でもって、具体的に50%値上げするという形になったわけで、施設によっ

ては、私、前回問題にしたように、人件費のほうへ回っていく分があるのかなって
いう、そういう質問をしたわけですけど。そういうことから値上げしていいか悪い
かっていうのを判断しようと思って、今、質問しているんですよ。

【西山会長】

名前だけ全てお聞きすれば、それでよろしいですか。

【宮崎委員】

はい、そうです。先ず、名前全部教えてください。

【西山会長】

はい、お願いいたします。

【福祉交流プラザ 駒沢館長】

福祉交流プラザです。市の直営です。受付等の管理は、旭ビル管理株式会社にお
願いしています。以上です。

【西山会長】

はい。

【文化振興課 山田課長】

はい。私のほうは三つとも市の直営です。会社名まで言わなくてはいけませんか。

【西山会長】

はい。

【文化振興課 山田課長】

会社名等、委託管理している。

【宮崎委員】

今、あれでしょ。今のは福祉交流プラザでしょ？

【西山会長】

文化振興課です。

【文化振興課 山田課長】

師団長と三重櫓と町家交流館は、全て市の直営です。

【宮崎委員】

一部業務委託って書いてあります。

【文化振興課 山田課長】

受付ですとかあるいは清掃ですとか、そういったものは全て業者委託していますがけれども、それを個々、一つ一つ業者名を言わなければいけませんか。一つの業者に全部お願いしているわけじゃないので。

【宮崎委員】

でしょ？

どこにさしてるの？

【文化振興課 山田課長】

それを全部お話ししなければいけないかどうかを、今、会長にお尋ねしているんですが。

【西山会長】

先ほど今、御質問させていただいて、お名前がいいということで、あれなのですから。いかがでしょうか。

【宮崎委員】

それでは一つだけ、町家交流館、これは委託という形ですよ。

【用地管財課 山田課長】

はい、そうです。

【宮崎委員】

どこですか。

【用地管財課 山田課長】

新潟ビル管理。

【宮崎委員】

新潟ビル管理。どこですか、本社は。

【用地管財課 山田課長】

そこまで言わなきゃいけないかどうかです。

【西山会長】

終わった後、個々にお聞きするという形では駄目なのですか。

【宮崎委員】

はい、だから言ったように、値上げした分はどういう形で使われるかというのが気になるから聞いているのです。

【西山会長】

はい、お願いします。

【行政改革推進課 池田課長】

よろしいですか。行政改革推進課です。

前回そういう御質問がありましたが、御意見でよろしいでしょうかということで、整理をいただいたということで、特に資料としては御用意してはおりません。今、御質問の部分は、市の直営管理であれば市の歳入に入ってきますので、歳出のほうは個々に業務委託をしておりますが、委員の御質問の主旨、指定管理の収入として入るといっていただけません。指定管理施設としては、主に体育施設が体育協会のほうに指定管理で委託をしているといった状況です。

【西山会長】

よろしいでしょうか。

【宮崎委員】

はい。いいですよ。

【西山会長】

他、質問ございますでしょうか。

はい、杉本委員。

【杉本委員】

諮問理由の一番最初に、「受益者負担の適正化の観点」というふうに全部に書いてあるんだけど、前に聞いたかも知れないのだけど、どのくらいが適正なんですか。

最初に、さっき課長さんがおっしゃった、現状では1割から2割だったんだけど、じゃ3割になれば適正なのか、5割が適正なのか、7割にいかなきゃ駄目なのか、100%全部受益者負担にしないと適正じゃないというものなのか。そういう中でもって、とりあえず今回はどこを目標にしてやるのか。

【行政改革推進課 池田課長】

はい。全体的な部分なので、答えさせていただきたいと思います。

今回の使用料の改定は前回もお話をしましたが、今の使用料というのは合併後の調整ということで、端的に言うと高いところと低いところを以前と掛け合わせた形

で使用料を算出しております。それを今回、いろいろなこう状況の中で見直しをかけて、維持管理経費をベースにして、それに係る見合いのですね、負担をいただくような整理をかけていくということです。どのぐらいが適切かどうかというのは、施設の性質によって違うと思っております。

例えば、体育施設などは占有に近い形というのもあり得るだろうということも思いますが、一方で集会施設については、100%を求めるところまではいかないのではないかと判断される施設のカテゴリーもあると思っております。

ただそうはいっても、そのレベルにどの施設のカテゴリーも依然、達していない状況ですので、そこに上がるまで、上げ続けるかというのは現実的ではないと思っておりますが、基本的には、究極どこを目指すかという、そういった考え方があるのではないかなというふうには思っております。

今回、見直しをしたとしても、いずれも影響額としては先ほど申し上げた形態でも、4,500万～600万程度にとどまるということでありますので、その範囲の中で、また次回の見直しの際に、利用料を上げすぎると、逆にこう利用が削られるのもあるでしょうから、それと全体のバランスを見ながら判断していく必要があるというふうに思っております。

【西山会長】

はい。杉本委員。

【杉本委員】

そうだと思うんですけどね。諮問理由の一番最初に、全部その「受益者負担の適正化の観点に基づく」と書いてあるもんだから、そういうことは、それに合わせたその料金改定でないとうまくないでしょ。そういうふうに書いてあるもの。この観点でもって、こういう観点で、ここを受益者負担が例えば50%にしたいのだけれども、17億か今の18億ぐらいのうちの10億くらいまで、受益者の皆さんから負担してもらいたいと思っているのだけれども、今回はまあそこまでいかなくて、7億で止めますよとか、何かそういうふうじゃないと、この諮問理由の一番頭の受益者負担の適正化の観点に基づくというのはただの枕詞であるだけで、実際の値上げの根拠には何にもなっていないんじゃないかというふうに見えちゃうんですね、これを見るとね。

今、課長が言われたように、私も施設によって受益者負担の在り方というのは違うと思っているんですよ。そういうことからいくと、今の計算からいくと、費用だとかいろいろあるけれども、部屋の面積にいくら掛けてだとかという、こんな出し方をしているでしょ。そうするとあまり根拠がないんだよね、これはね。受益者負担の観点ということから言うと。

施設によってね、例えば大きな部屋でもあんまり費用の掛からないところだとか、そういうところもあるんです。だから、受益者負担という観点からだけ見れば。だけれども、小さい部屋、利用者の数によっても金額は変わってくるだろうし、総額受益者負担で賄おうとなったら。だから、どうにもこのところがね、前にも受益者負担と聞いたときにどうもしっくりしないなというふうに思いながら聞いたんですけれど。

理念として掲げていることと、実際のその算出方法が、私にはズレているように思えるんです。合っていないように見えるんです。

【西山会長】

はい。

【行政改革推進課 池田課長】

合ってるか合っていないかというのはあれなんですけども、考え方、その他の整理の仕方と言うと、全国の自治体の中にも使用料の見直しというのは行われていて、そんなふうな取組状況を参考にしながら、我々としての整理をさせていただきました。

今回の使用料ですね、改定ということで案を出させていただきましたが、そのやり方としては、全体として全国の自治体のものを踏まえたものとなっていますので、全国的に多分、今の御指摘と同じような指摘になってしまうだろうというふうに思っています。

受益者負担の適正化ということで、今1時間当たりの原価ということで、前回お話ししたと思いますが、それは施設を維持管理するにあたって、例えばこの空間を維持するのに100円掛かっていますよとか。1時間ですね。そういうことで計算しております。

一方、その稼働率という部分でいくと、施設によってまた違ってまいりますので、

その掛かっている経費の5%をもらうこととしたとしても、その稼働率によって、収入においては差が出てくるということでもありますので、そういったようないろいろな状況も併せて考えながら、今回ですね、我々としてはその1時間当たりの経費をベースにして、それが100%稼働した場合、これぐらいいただきたいということでお示ししたということです。

その全体の計算の方法とトータルの考え方と少し分かりづらい点があるということですが、全体の状況を見ますと、一方では、維持管理経費に掛かる使用料の収入というのが、非常に低い状況にあるということで、もう少し使っていただく方から負担をいただきたいということで、受益者負担ということを経詞にしながらですね、今回、全体的に諮問させていただいたということです。100%マッチしているかどうかという部分での整理はさらに必要だとは思いますが、全体の入り口としてはそういったことで、今回お話をさせていただいたということで御理解をいただきたいと思います。

【西山会長】

はい、ありがとうございます。

杉本委員よろしいでしょうか。

【杉本委員】

あまり理解はできないけど。

【西山会長】

他、いらっしゃいますでしょうか。

すいません、北川委員、山田委員の順でお願いします。

一応、残り時間が10分ちょっとになりましたので、皆さん内容を要約してお願いします。

北川委員。

【北川委員】

はい。すいません。私、遅れてきたので、すでに説明があったかもしれませんが、資料の中にもあるのかもしれませんが、体育施設についてですね、電気使用料については改定がないということだったのですけれども、消費税がアップしたりですね、電気料金の基本料金の単価の値上げがあった中で、この今回の電気使用料が改定さ

れないというところについて教えてください。

【体育課 國元課長】

全市的な照明設備料金については、全て値上げしないというふうな方針を進めて
るわけですし、体育施設を所管しているのですが。確かに、電気料金等値上げはし
ているんですが、現在の料金が、一旦掛かっている電気料を基に算定してきたもの
でありますので、若干の値上がりがあるのですけれども、その料金でよかろうとい
うふうな結論に達したというふうなことでお聞きしていますので、体育課としては
そんな考え方でございます。

【北川委員】

若干の値上がりということだったのですけれども、うち個人的な話で言うと、若
干ではないのですけれども、今の料金で間に合っているというところでしょうか。

【体育課 國元課長】

そういうふうにご考えております。

【北川委員】

逆に言うと、余分にもらっているということになると思うのですけれども、今まで、
そうなる。

【行政改革推進課 池田課長】

電気料金については、施設によって非常にこうアップ部分が難しいものもあると
いう状況になります。計算できる範囲で言うと、設定している料金よりも高かった
り低かったり、でこぼこがあるという状況ですが、施設の状況に応じて一律の設定
をしています。最初にそこもどうするかというのもいろいろ検討したのですが、ま
た利用者に対する影響も大きいだろうということで、今回はそのまま維持させてい
ただいたという状況です。

【西山会長】

よろしいでしょうか。

じゃ、山田委員。

【山田委員】

三重櫓のことでちょっとお聞きたいのですがね、ここは200円が300円にな
るのかね。ここちょっとね、あの施設からして、使用料というふうな感じでね理解

しにくいというのが1点ね。

それから、観桜会等で入場者と、大体、市民と市外の人との入場の比率ですね。俗に言えば利用者の比率がどうなっているかということ。

そこで、私はねちょっとね、そういう外部の方が比較的入場を期待しているようなところに、この5割アップというのはちょっと馴染みにくいのではないかと。

というのは、その三重櫓に限定して考えるなら、観光の時の交流人口を増やしてという考え方で、しかも観光地に滞在する時間をできるだけ取るというふうなことを考えればね、ここは少し、他の施設と同率に扱うのはちょっと馴染みにくいかなというふうに思うのです。それが先ず1点目。

この前の11月の説明後、この諮問案ができる間に、この種のことについて部内で検討されるときに、私が思ったような意見があったかなかったかを教えてください。その2点。

【西山会長】

はい。

【文化振興課 山田課長】

前段のことにつきましてですが、これは入館料ではなくて、使用料ということで、いわゆるこの施設に入って見学をするという、そういう考え方です。ですから、予算もですね、例えばお城のほうを見学施設にしているのもありますけれども、まあ近くでいきますと新発田城は確か無料だったかと思うのですけれども、松本だとか、あと松代は、あれも見学施設等はありませんから、確かタダだと思うんですけども。ちょっと遠くなりますけれど、兵庫のいわゆる竹田城、滝廉太郎の荒城の月の舞台なのですけど、あれは見学施設はないのですが。その施設に入るのだけで500円としているので、個々ばらばらなのですが、うちのこの三重櫓は歴史やなにかあるとすることということで、見学的な要素、博物館的な要素があるということで料金を考えております。

300円にしたというのは、先ほど来からお話しておりますように、経費に関しての、どれだけ負担をしていただくかという計算というものがあります。それで計算をして出したものでありますので、さほど高いものということではありません。

それから市外と市内の方がどれぐらいの比率かということなのですが、例年30、

000人くらい、30,000人前後ということになりますけど、入館者があります。全員についてですね、それぞれをチェックすることは不可能ですので、私どもある一定のアンケート等がありますが、そのアンケートの結果によりますと、大体8割近くが市外の方、県内含めて市外の方というふうに私のほうでは把握しています。

【西山会長】

よろしいでしょうか。

【山田委員】

もう一つある。

【行政改革推進課 池田課長】

全体の話ということですが、この施設だけではなくて、交流的な施設について、市外料金を設定するかどうかというところの整理をさせていきました。元々、市外利用を前提としている施設については、市内料金の設定は行わないという形でやっております。

この高田城の三重櫓の入館料についても、市外の方の利用が多いということですので、市内料金、市外料金の差は設けない、ただし、その維持管理費を積算をする中で、また入館料も設置からですねそのまま据置できたという状況がありますので、そのような状況を勘案するなかで、今回見直しをさせていただいたという状況でございます。以上です。

【西山会長】

よろしいでしょうか。

【山田委員】

ちょっと、もう一ついいですか。

【西山会長】

はい。

【山田委員】

今の話で行くとね、利用料の算定というのかね。施設を利用していない人と、している人とね、この公平というか、バランスを取っていたことも一つ入っているわけでしょ。

先ほどもだれか受益者負担というようなこともありますが、それは置いておいても、そうするとね、三重槽については8割の方がでしょう。このことはちょっとね、その目的というかね、市民が、使っていない市民と使っている市民との間のバランスをできるだけ取るというかね、そういうこともあるようですから、それをしてみると、ここは8割の人がね、この文句では括れないような気がするんですけどね。いかがですか。

【行政改革推進課 池田課長】

受益者負担の適正化の観点からでしょうか。

いろいろな考え方があると思います。観光的な施設として位置付けるということの中で、まあ低廉な料金でいいのではないかという考え方もあるでしょうけれども。維持管理経費については市外の方が利用いただいている、その結果としてですね、利用いただいている方は市民よりも、市内の方よりも市外の方が多いということですから、市民の方の税を投入して市外の方から利用いただいているという形になりますので、利用されている方から一定の料金をいただくことで、その維持管理に充てさせていただきたいという考え方があります。

施設を利用する人から維持管理に掛かる経費を御負担いただくということで、使っていただく、利益を受ける方から負担をいただくということで、受益者負担ということで諮問させていただくということです。

【西山会長】

よろしいでしょうか。そろそろ審議の時間です。じゃ他、ございますでしょうか。

じゃ、あと2～3分ですので、よろしく願いいたします。

【野本副会長】

体育課にお伺いをしたいんですが、高田公園テニスコートの諮問の件なのですが、現況を全て廃止するというので、結局、他の陸上競技場も高田スポーツセンターも、いわゆる一般と中学生以下でもって使用料を分けて、それぞれ個別に共用ということなのですかね。そういう形でもって、今まで賦課してきたということなのですかね。

私が聞き漏らしたのか、テニスコートだけが共用を廃止してですね、一律1面1時間250円と設定するというふうには受け止めたんですが、どうしてテニスコート

だけこういう形になるのか、いわゆる一般、中学生以下、そうすると高校生というのはどういうことになっているのか。おそらくかなりの率として減免対象になっているのではないかと思います。テニスコートにしる、陸上競技場にしる、あるいはスポーツセンターにしる、かなり個人的な、個々の利用というのものもあるんじゃないか、このように受け止めているのですけれども。そのあたり、他の競技場、高田スポーツセンター等との扱いの違いと、それに今言ったように年齢、世代における対応についてどのように判断されてこのようになったのか、お聞きしたいのです。以上です。

【西山会長】

お願いします。

【体育課 國元課長】

先ほどの説明で少し足らなかったかと思うのですけれども、今現在の利用している方々、確かにこういった共用利用というふうなことで、1回券ですとか、月券を提示されて使っている方が多いのですけれども、ただ実際に見てみますと、その月券とか1回券を使ってい入るものの、ほぼそれが一つのグループなんですね。団体みたいな感じで使っています。

であればその団体でもって1面を貸し切って使っていただく。そうしますと今まで例えば、大人の方々にいえば1回200円ずつの券で借りていくと、1面で250円ですので、2時間でしたら1面で500円です。5人で使えば1人100円ということになるというふうなことでございます。

ですので、逆に割安のような感じになるのではないかなというふうに思いますし、また先ほど言いましたけど、グループで団体的な感じでの使用が多いので、共用を廃止しても影響はないのではないかという考えにいたりました。

それから今、年代をというようなお話もあったのですけれども、減免の基準の見直しということで検討中でございますので、この後もこの250円といった面貸しの料金をじゃ、どの年齢層はというふうに対象になるのか、あるいは中学生や高校生の部活動での使用はどうなるのかは、別にそれはどうなるというのは、今は検討中でございますので、方針を得ましたら説明等をさせていただく機会があるかと思っております。

この共用がなくなるとしても、私どもについては利用していただく方々について、今現在掛かっている経費程度の御負担ですむのではないかなというふうに考えております。

【野本副会長】

関連して、お願いした説明はしていない。聞いていない。

陸上競技場やスポーツセンターとの違いが出た理由について、お聞きしているんです。

【体育課 國元課長】

はい。陸上競技場は、あれだけ広い施設でございまして、いろいろな方々、例えば1人で1面全部貸切るということは先ず考えられませんので、陸上競技場とか、それから体育館ですね、高田スポーツセンターを含めまして、体育館については、共用利用を継続しております。

体育館については例えば、バスケットボールコート1つの大きさの中に、例えばバドミントンコートが2つあったり3つあったりしたりですね、それからそこに卓球台を1つ出せば十分というような、例えばバドミントンコート1面だけ使えばいいとか、それから卓球台1台出して、そこを使いたいとか、そういう方々にとっては、1面全部貸切らせると割高になりますので、そういうようないろいろな種目がそれで混在して利用することも考えられるというふうなことで、高田スポーツセンターも体育館がありますので、共用を残しております。

陸上競技場は、いろいろな個人の方、地区の団体の方にしても、かなり混在して、今現在使っておりますし、これからもそういった混在した使い方を見込みながらやっていきたいと思っておりますので、共用は残しているところであります。

【西山会長】

それでは、予定をしておりました時間のほうが終了いたしました。よろしければ、諮問案件ごとに採決のほうに入らせていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(よしの声あり)

それでは、諮問案件ごとに、一つずつ採決を採らさせていただきます。なお、附帯意見、また、あるいは不適當となった場合の理由について、もしなりましたら、

その理由につきましては、全て案件の採決、10案件が全て終了した後に、またお聞きするという形にしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは諮問31番から40番まで、順番に皆さんのほうに、採決のほうしたいと思います。

諮問第31号「高田駅前コミュニティールームの使用料の変更について」、適当と認める方、挙手をお願いいたします。

(15名挙手)

反対の方。

(1名挙手)

はい、ありがとうございます。只今の採決、16名、私と欠席者を除いて16名でございますので、一応8名でちょうど真ん中ということになりますので、8名が真ん中ということで御了承ください。

それでは、諮問の第32号「福祉交流プラザの使用料の変更について」、適当と認める方、挙手をお願いいたします。

(14名挙手)

14名。

はい。反対と思われる方。

(2名挙手)

はい、ありがとうございます。

諮問第33号「旧師団長官舎の使用料の変更について」、適当と認める方、挙手をお願いします。

(15名挙手)

反対と思われる方。

(1名挙手)

はい、ありがとうございます。

諮問第34号「高田城三重櫓の入館料の変更について」、適当と認める方、挙手をお願いいたします。

(14名挙手)

14名。

反対の方。

(2名挙手)

はい、ありがとうございます。

諮問第35号「町家交流館高田小町の使用料の変更について」、適当と認める方、挙手をお願いします。

(15名挙手)

15名。

反対と思われる方。

(1名挙手)

はい、ありがとうございます。

続きまして、諮問の第36号「南三世代交流プラザの使用料の変更について」、適当と認められる方、挙手をお願いします。

(15名挙手)

15名。

反対の方。

(1名挙手)

はい、ありがとうございます。

諮問第37号「高田公園ソフトボール場の利用料金上限額の変更について」、適当と認められる方、挙手をお願いいたします。

(15名挙手)

15。

反対の方。

(1名挙手)

はい、ありがとうございます。

続きまして、諮問の第38号「高田公園庭球場の利用料金上限額の変更について」、適当と認める方、挙手をお願いいたします。

(15名挙手)

はい。反対の方。

(1名挙手)

はい。諮問第39号「高田公園陸上競技場の利用料金上限額の変更について」、適当と認める方、挙手をお願いいたします。

(15名挙手)

15。

はい。反対の方。

(1名挙手)

はい、ありがとうございます。

諮問第40号「高田スポーツセンターの利用料金上限額の変更について」、適当と認められる方、挙手をお願いいたします。

(15名挙手)

はい、反対の方。

(1名挙手)

はい、ありがとうございます。

只今、諮問の31号から40号まで、それぞれ皆さんに御意見をお聞きいたしました。10個の諮問事項ですが、全て過半数以上の賛成が得られましたので、「適当と認める」ということで、答申をさせていただきたいと思います。

また、皆さんに、答申に対して付帯意見を付けたほうがいいのかどうかをお伺いさせていただきます。

この10個の諮問に対し、付帯意見を付けたほうがいいと思われる方、挙手の上、御発言をお願いいたします。

(挙手なし)

よろしいでしょうか。よろしければ、本日の第31号から第40号まで、高田区協議会は適当と認めるということで、付帯意見なしで適当と認めるということで答申をさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(よしの声あり)

はい、ありがとうございました。それでは次第3の議題(1)「諮問事項 公の施設使用料の変更について」を終了させていただきます。各担当課の皆様、どうもありがとうございました。

— 担当課 退席 —

それでは引続き、進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、引き続きまして、次第の3、議題（2）「高田区地域協議会第4回懇談会について」入らせていただきます。今回は、担当グループの代表である高野 誠委員から現在の状況等を含めまして、御報告をいただきたいと思います。高野委員よろしくお願いいたします。

【高野 誠委員】

— 資料に基づき説明 —

【西山会長】

ありがとうございました。今回、第4回目の担当をされておられます高野委員のほうから御説明いただきました。今日まで決まっていること等の御報告をいただきましたが、皆さんの中で何か質問等がある方、質問をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【森田係長】

会長すいません。事務局から1点訂正させてください。資料の中で、すみません一部誤植がございまして、訂正をお願いしたいと思います。大変失礼いたしました。開催日時の二行目でございます。平成26年となっておりますが、27年の誤りです。大変申し訳ございません。訂正してください。よろしくお願いいたします。

【西山会長】

申し訳ございません。年度のほうが26年ではなくて、実施日時は27年ですので、訂正をいただきたいと思います。

他、皆さんのほうから内容等について、御質問ありますでしょうか。

ないようでしたら、本日また、終了後に話し合い等、行われますので、このまま進めていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（よしの声あり）

はい、ありがとうございました。それでは、次第の3、議題（2）「高田区地域協議会第4回懇談会について」を終了させていただきます。

皆様に1点お願いがございます。今、予定どおり審議のほうを進めておりますが、この後に、この前残ってございました地域活動支援事業の高田区のルールに関わる協

議に入らせていただきます。これは、今後の募集、それからPR等について、その前までに全て決定しておかなければいけない内容も含まれている部分があります。それで今回の協議、それから2月9日の協議で終了できましたらそれでよろしいのですが、もしまだ時間が必要という場合には、2月中に必ずこれだけは結論を出さないと、3月から全市、他区も併せて、募集の事前説明会が始まりますので、2月の、できましたら23日を予備日として、皆さんにお諮りをさせていただきたいと思います。もちろんその後、話し合いをして順当に進むようでしたら、23日、それがなくなった場合には当然、実施はいたしません。

ただ、全部の団体の方、市民の方に、御迷惑をおかけすることですので、終わらない限りは2月23日に実施をさせていただきたいと考えております。これは今後の進み具合によってあれするので、一応、仮定の話といたら申し訳ないのですが、一応予備ということで取らせていただきたいと思いますけど、いかがなものでしょうか。

できましたらよろしくお願いいたします。必ず2月23日に実施するというわけではありませんので、よろしくお願いいたします。

また、このために2月9日に日程をずらしたわけでもありませんので、それは諮問の関係でちょっとずらせていただきましたので、御了承をいただきたいと思います。

只今、7時50分です。こちらの時計で7時50分です。この後、地域協議会の地域活動支援事業の採択ルールの話に入らせていただきたいと思います。多分、5分ですとか10分で終わる案件ではありませんので、ここでちょっと5分間だけ休憩を挟んでいただいて、御手洗い等をすませていただいて、55分から再開という形にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(よしの声あり)

ではよろしくお願いいたします。

— 休 憩 —

それでは、全員お揃いになりましたので、議題(3)「地域活動支援事業の高田区の審査・採択ルールについて」に入らせていただきたいと思います。

資料No.3、A3のほうを御覧いただきたいと思います。まず、前回の協議の結果

について、確認をさせていただきたいと思います。

先ず、検証No. 1につきまして確認をさせていただきます。前回の話合いの中では、基本審査で不適合とした委員はその理由を明らかにする必要はないかということで、皆様とお話をさせていただきまして、前回の協議会の採決の結果、「基本審査で不適合とした委員は理由を記載する」ということで決定をさせていただきました。

具体的な理由の記載方法や理由の取扱については、今後正副会長のほうでもう一回検討を実施し、皆さんのほうに案を提示させていただきたいということで御了承を得ましたが、そちらでよろしいでしょうか。

(よしの声あり)

はい。後ほど、ちょっと今詰めておりますので、こちらのほうで原案のほうを出ささせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

引き続きまして、検証No. 2、「毎年、同じ事業（同じ団体）が連続して採択を受けることは高田区の課題となるか」に入らせていただきます。

先ず、事務局のほうから資料について、今後の協議事項、今後のスケジュール等を含めまして説明させていただきます。よろしく願いいたします。

【森田係長】

— 資料に基づき説明 —

【西山会長】

はい、ありがとうございました。只今、事務局のほうから、今日お配りしました資料のほうの説明、そして今後のスケジュール、予定等を話していただきました。

今、話の中にありましたが、皆様のほうに具体的な意見等ありましたら御提出いただきたいということで、お願いをしたのですが、残念ながら今回は御意見ございませんでした。

それで、この表の一番右下に、2-①、2-②、2-③という案が載っておりますが、これは万が一、変更するというふうに、皆様がお決めになられた時に、先ず私たちのほうで仮の形で作った案でございます。

今日のこの話合いでは、ここの話はするつもりはありません。今日は、二行目の「現行ルールの変更するかどうかの考え方」の2のところの「今回のルールの見直しにあたっては」というところから、①、②、③、④まで書いてありますが、こち

らの検討を、御意見等をいただいたりして、皆さんでこれを協議していただきまして、最終的に「現行のルールを変更しない」、それから「変更する」と書いてありますが、ここまでいけばいいなと思っておりますが、ここまで判断できなくても仕方がないかなとは思っております。

それで進め方なんですけれども、皆さんから御意見をいただいていたところで、この四つの丸印のほうで、今後話し合いを先ずしなければならないということで、私たちのほうで4点、話し合いの議題というか、提出させていただきました。先ずこちらについて、皆さんのほうからいろいろな御意見、考えをお持ちだと思いますので、御意見を出していただいて、議論をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。①、②、③、④という順番で進めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(よしの声あり)

それでは、早速協議に入らせていただきたいと思っております。時間も限られておりますので、発言は簡潔にお願いしたいと思っております。

それでは、現行のルールを変更するかどうかの考え方の①のほうを御覧いただきたいと思っております。「連続採択によって継続実施し、発展させてきた事業があるかどうか」について、話し合いをさせていただきたいと思っておりますが、この件についてお考えがある方、手を挙げて御説明をいただきたい、御意見を述べていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

はい、高野副会長。

【高野副会長】

私がこう考えるのはですね、やはり一年こっきりではなくて、やはり続けること、それから拡大することということで、なかなかその結果が見えてくるのが一年だけではなかなか出てこない。

それと今度、例えば地域を広げていく、それから伝統文化とか芸能とか、そういうものは時間かかるものもあるわけなのですね。そういうものをただ頭から、連続しているから減額だというのは、非常に乱暴な意見でありまして。こういうことをするとですね、やはり今までやってきたところも「それならやめるか」とか、せっかく効果が出そうところがそうやってなくなるのか、そういう損失もあるのでは

ないかなと私は思うのですよね。

そういう意味でやはり、続けてくることによって効果があるものがあるんだという事で、中身の問題がやはり大事ではないかなと、私は思っています。ただ頭からバーンとこう、一律カットというのは非常に乱暴な意見ではないかなと、私は思っています。以上です。

【西山会長】

はい。今、高野副会長からは、そのような意見をいただきました。皆さんの中で同じ意見の方、またちょっと私は考え方が違うよという方、いらっしゃると思うのですけれども、いかがでしょうか。

はい、吉田委員。

【吉田委員】

私は、高野副会長と同じなのですけれども。やはり連続しているからといって、採択について見直しがあるというのは乱暴だと思います。実際、私も携わっているせいかもしれませんけれども、やはり継続するというのが非常に大変な事業が多いので、連続だということで見直されることがないようにしていただきたいというのが考えです。

【西山会長】

はい、ありがとうございます。他、ございますでしょうか。

はい、宮崎委員。

【宮崎委員】

ずっと見てきてこういう状況になっているわけで、やはり私はそろそろ点数をつけないとあまりよくない。なぜよくないかというとな、甘えというかな、それが見えちゃっているんですよ。だから、やっぱり少し減らす、やはり自分できちんと賄っていくだけの形で取り組むべきだというように私は思います。

【西山会長】

はい、ありがとうございます。はい、他ございますでしょうか。

はい、高野 誠委員。

【高野 誠委員】

難しい問題なのですけれども、確かに、連続性という部分は、私は必要だとは思

んです。具体的な例でいえば、世界館、映画館がありますけれども、多分うちの活動費からすれば、もう1,000万以上援助している実績があるわけですね。それなりの価値は、私はあると思っていますので、今後共々あいうところに関しては、ある程度援助していく必要があるんじゃないかなと、個人的にと思っていますけれども。

やっぱり、その中で甘えという部分もだんだん出てくるのだと思うので、場合によっては、そこを連続してやるところに関しては、場合によっては余り今回のものは発展性がないとか、そういう部分で、場合によってはマイナスポイント的なものも、今回はあまり連続的なものを行っている割にはちょっと斬新なところが見えないとか、そういう部分である程度減点方式を、その連続しているところには、採用したほうがいいのではないかなというふうな部分はあります。

同じところが何回も連続して、全回採用されているということに関して、場合によってはその減点分がゼロでもいいのですけどもね、まあ減点ポイントが2～3点あってもいいのではないかなというふうには思っています。

【西山会長】

今までの採点方式の中で、例えば新しい取組についてありましたが、いろいろと書いてあります。それと別枠で、減点か何かの欄を設けられるということですか。

【高野 誠委員】

まあそこら辺の考え方はどうするか。そこら辺を厳しくするとかね。

【西山会長】

それは個人の採点で、例えば、頭の中に入れていくか。

【高野 誠委員】

そこを重視するというふうに対応するというのだったら、まあそれでもいいのか。非常に分からないところですね。

【西山会長】

はい、今御意見いただきました。どうですか。

はい、小川委員。

【小川委員】

やはり継続というのは一つの力ですしね。やはり継続することは価値があ

るから継続していこうという、その携わっている人たちの熱意というか、気持ちというものがそこに現れてくる。

そして今まで考えましても、その申請されたものに対して、質問とかいろいろありますね。そういうところですね、今回これはどうなんだろうかって。そのタイトルは例えば同じ世界館でも、その中の中身が変わってくるわけで、それに対しても、何か疑問があったら質問するということで、カバーできるのではないかなと思います。

【西山会長】

はい、ありがとうございます。この1番の今の話合いだけで決定するわけではないので、まだずっと聞いていきますので、御意見がある方はどんどん皆さん出していただきたいと思います。

他にこの1番、先ずは1番について今、話しています。

1番について、栗田さんどうですか。どういうふうに、何かお考えになられていますか。御意見は何かありますか。

【栗田委員】

1番ですか。

【西山会長】

はい、1番です。

【栗田委員】

1番はこの状態でいいと思います。

【西山会長】

何か御意見があったら。

【栗田委員】

こちらの連続採択のほうなんですね。

【西山会長】

はい。

【栗田委員】

継続してその事業を実施することによって、発展性があったりするような事業というのがあると思いますので、そういうことを加味しながら採択していったほうが

いいかと思えます。

一概に、ただ同じ事業、同じ団体だからといって、選ぶとか選ばないとかというふうに決めたくはないですね。

【西山会長】

はい、ありがとうございます。はい、他ございますでしょうか。

先ほど言いましたとおり、ここで採決を採るとか、そういうものではありませんので、順番に続けて、②、③、④といただきたいと思えますので、トータルして最後に、また御意見をいただくという形になりますので、よろしく願いいたします。

はい、山田委員。

【山田委員】

私、連続して採用したもので印象に残っているのが、お馬出しプロジェクトね。あそこはなんと申しますか、回を重ねるごとに発展しているような感じがしますね。あれは典型的だと思えます。継続することによって進歩している。

その他にも今おっしゃった世界館のほうもそういうのがあります。設備の内容が、私は随分まとまってきているような感じがします。その2点。印象が強いのがその二つの事業ですね。私ね。

だからやはり、ああいうものは継続してもらったほうが、新しい高田の文化が出来るような気がするね。

【西山会長】

はい、ありがとうございます。他、ございますでしょうか。

それでは、じゃ次、また2番のほうへ移らさせていただきますので、またこの件に関しても御意見があれば、最後にもう一回ちょっと御意見をまとめてお伺いしますので、その時にでもまたお願いしたいと思います。

次に②ですけれども、「補助率の上限などの制限を設けると、資金がないためにこれまで継続してきた活動が実施できない可能性がある団体が出てこないか」という御意見のほうも出てきております。この件について、皆さんのほうからまた御意見をいただきたいと思えます。

はい、吉田委員。

【吉田委員】

今までの採択した中の事業の大半が、自主財源でやるというように、やれるような団体はあまりないと思います。補助率を下げられたり何かされると、その事業を縮小ないし、やめておこうかというようなことにもなりかねません。また、地域でやっているところも、そういう気になれなくなってしまうので上限を設けない。継続するためには上限を設けないほうが、私はよろしいかと思っております。

【西山会長】

はい、ありがとうございます。この上限というのは10割補助とかそういうものではなくて、継続しているところに少しずつ、その割合のあれをという形の意見です。これに対してはもう、もちろん賛否両論があると思いますので、そういう上限率を設けるのがどうなのかという御意見をいただければと思います。

小嶋委員、いかがでしょうか。何か御意見ありますか。

【小嶋委員】

他のことでもいいですか。

【西山会長】

では2番。

【小嶋委員】

2番のところですね。

【西山会長】

順番に聞いていきます。最後に総括して聞きます。

【小嶋委員】

今はそれ、あとにしてください。

【西山会長】

あとであるのならば、そちらのほうで。

他はございますでしょうか。

はい、小川委員。

【小川委員】

私はこの上限に関しては設ける必要はないと思います。それぞれの事業によって、増えたり減ったりするわけですから。

【西山会長】

はい、他、どうでしょうか。

はい。

【高野副会長】

私は、今までやってきたところがもうやめたとかですね、そういうことになってくると、せっかくお金をそれだけ使ってきたものが、それで消えてしまうわけですね。じゃ何のための事業費なんだというふうなことも考えられるわけなのですね。その辺をもっとよく考えていかなければならないのではないかなと私は思います。

【西山会長】

はい。他ございますでしょうか。一応、順番に当てていきたいと思いますが、待っておられる方もいらっしゃいます。

次に③、「高田区として連続採択された事業を制限しても、できるだけ多くの事業を採択する必要があるかどうか」という御意見が出てました。これについて御意見がある方。

はい、小嶋委員。

【小嶋委員】

今ですね、皆さん継続して事業をやって担当しておられる方、本当そうだと思うんです。でもですね、一つの考えようとしてはですね、やはり、今年も多くの事業が提案されたのですけれども、やはり予算決まっているものですから、かなり認められない事業も多くありましたよね。

まあその中でもですね、一つの例で言えば、どの事業かは言いませんけれども、例えば上越市なり、会議所なり、振興局が後援している事業あったわけですね。そうすると、それには子どもたちが入っているような、全体としてのまちおこしの動きがあったわけです。

継続している事業については、皆さん担当しながら、もちろんそうだとはいえませんが、さりとてですね、全然認められない、1円も認められなかった事業についてですね、他の団体がそういう推薦して、盛り上がった事業もあるわけですから、その辺のこともですね、やはり全部が予算があって、例えば2,000万、3,000万あってやればいいたけども、認められなかった人についてはですね、やはり若い人たちでそういうことを提案してくる人も周りにはいるわけですから。その辺

も少しですね、お金の話は別にしてもですね、やはりそういうことで、地域協議会として検討をしてあげる、やはりそういうことは、私は必要なのだと思います。

ある事業についてはですね、上越市の主だった役所とかですね、そういう後援申請についても、後援しているのに駄目だというのはですね、やはり市民目線から見るとちょっとおかしいのではないかなというような目で見ることもあるのではないかなと思うのですね。ですからもちろん今回もそうなのですけども、多くの事業については認められなかったわけですよ。ですからその辺のこともやはり、まちの活性化、あるいはそういった人も少しその辺のことも、ちょっと皆さんで検討してもいいのではないかなと思っております。

【西山会長】

はい、ありがとうございます。他、3番の意見について、御意見ある人いらっしゃいますか。

今、小嶋委員からの意見をいただいたので、そう思うという意見とか、またそれとはちょっと違う考え方を持っているという意見の方、いらっしゃいましたら。今日は本当に、皆さんで議論させていただきたいと思いますので、なんでも出していただければと思います。

【高野副会長】

私はこれはあくまでも内容だと思うんですよね。これだからこうだとか、やはりそういうことではなくて、やはり皆さん我々が点数を付けるわけですよ。同じ土俵に上がるわけなんですよね。そここのところでこれがこうだとかという、そういうことをするのがじゃいいのかと、私はちょっとそれは疑問に思います。

【西山会長】

はい。他、私はこう思うという御意見がありましたら、出していただければと思いますけど。

よろしいでしょうか。またじゃ、後でお伺いしますので、一応4番のほうに移らせていただきたいと思います。

次に、最後に書いてあります4番ですけども、「条件を制限することが提案団体の自立につながるかどうか。また、高田区としての提案団体の自立を促すためのこういう制限というのが必要かどうか」という御意見もこの前出ておりました。これ

について、またそれぞれ皆さんお考えがあると思いますけれども、御意見をいただければと思いますけれども、よろしく願いいたします。

はい、吉田委員。

【吉田委員】

うまく言えるかどうかあれなのですけれども、各提案団体は自立を促進すると、自立を促進するということは、自立をさせるということですよ。そうすると普段から、なんでしょう、お金はどこから得るか。何かやはり営利団体みたいにしてないと、自立はできないと思うんですよ。ですから、やっぱり予算的な問題もあって、地域おこしを一生懸命頑張っているのですから、あまり制限は設けなくて、内容を精査で選択していくべきではないかなと私は思います。

【西山会長】

はい、ありがとうございます。

他の御意見の方。

【高野副会長】

ここに自立、自立って言っているのですけれども、これはみんなこの団体は営利目的で利益を上げているわけじゃないわけですよ。利益を上げて資金があるならば、それはそれでいいと思うのですけれど、かえって自分のお金を出しているわけですよ。それで自立、自立って、言葉ではそういうふうに言っているんですけど、実際はじゃどうなのかということになりますと、私は活動している団体からここへ来てもらって、自分たちはどういうことをやっているんだということの話を聞くべきではないかと、逆に、私そう思います。

【西山会長】

はい。いかがでしょうか。

後、他に4番についてありますでしょうか。

それでは1番から4番、今までいろいろな意見も出していただいたんですけども、1番だとか2番ではなくて、今、いろいろなこの四つの段階で、皆さん各御意見をいただいたんですけども、全部とおして何番ということではなくて、全体をとおして、この現行のルールの変更について、お考えがある方、御意見がある方、是非、いろいろな角度から皆さんの御意見があると思いますので、是非、出してい

ただければと思いますので、よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。

今までの意見を総合してでも結構ですので。はい。

【吉田委員】

同じ団体名でもって連続していけないということにもしなった場合ですよね。そうしたら毎年、団体名を変えて新たな団体でもって出すという、ばかげた話が出てくるのではないかなと、私は思ってます。だから、その辺はあまり変えないほうがよろしいのではないかなと思います。

【西山会長】

他、ございますでしょうか。

井上委員、いかがですか、全体をとおして。

【井上委員】

何とも言えませんけれども。どっちもどっちだなと思いますね。はい。だからどっちかに決めろと言われると、ちょっと困るなと思いつつお聞きしておりますけれども。やはり継続することが、その事業がずっと続いていくということにも繋がって、その事業をする人たちの活力にはなっていくと思うのですね。まちづくりをやはり活性化するということになると、非常にそういう団体が力を発揮しているような、今の現状ではないかなと思いますが、新規のやはり事業というのもいい事業があっても、ある程度の制限が、金額が全部設けられていたり、点数によってボーダーラインを決めるわけですから、その中で採択されない事業も結構、今回ですかね、今年度の場合は多かったような気がするのですけれど。そういうことをどういうふうに、これからのこの支援事業の中に取り入れていくかということは、ちょっとまた判断しにくいところなんですけれど。

【西山会長】

はい、ありがとうございました。

河村さん。はい。

【河村委員】

難しいと思いますね。本当に私もいろいろなところに携わっているのですけれども。新規で出てくるのは何か、安心感がないというか、やはり今まで出てきたとこ

ろは多分安心感があって、それでちょっと点数を付けやすいところもあったりして、こちらの気持ちなんですけどね。本当に継続というのは、大事なんだけど、やはり新しいところへ目を向けていきたいなと思っています。

あまり同じものばかりじゃ、ちょっと市民の信頼感をなくすんじゃないかな、なんて思ったり、そしてこの、あれですね、例えば今、この支援事業費があるからこうやって活動できるんですけど、例えばもしなくなったら、スパッと皆さん、何も事業ができなくなってしまうわけですよ。そういうことを思うと、そろそろ自分たちで考える時期じゃないかなと思いますね。

【山田委員】

高野さんもちょっと聞いてほしいのだけれどもね。北城からずっと出てきていますね、4町内のお祭りの電気工事代金、10万円ね。これは大体ずっと出されていた、まあ何回か出ておりました。

ああいうもの、今年はそれが駄目になりましたね。同じような内容だったんだよね、電気工事代ですから変わる訳がないです。

こうなってくるとね、あまり例を挙げるのは悪いのですけれども、その関係町内会さんとその方々はね、どういう印象を受けるかなと思って。ほとんどね、文言も同じだったのですね、申請書はね。金額も大体同じ、同じことをやっているわけですから。東北電力かなにかへ払うお金なんですよね。だからこういうところから見ると、ハードだけのようなのはね、ちょっといただけないなという気がするのね。

それから今年の場合で、あれありましたね、北部振興会のほうの看板作りが五つぐらい同じものを設置するというのがありましたね。これは継続というのかね、今年どうしても五つやらなければならないということではない。だからこれをやったらね、今年は三つやって、来年は二つやってもらっても、そう問題ないような気がするね。だから制限して、そういう操作をする、さじ加減をしたりするとね、非常に複雑になってね、私のところも作業が非常にやりにくい、時間がかかるような気がするね。そんなことを思うと、何か現行のやり方はそれなりに馴染んでいるのかなと思ったりするの。だから強いてそんな制限というようなことになると、私が今まで経験したところでは、北城4町内の夏祭りの電気工事代は印象的に残ってます。

【西山会長】

はい、ありがとうございます。実は、一番最初は結構そういうもの的なのが多かったです。テントですとか、そういうのも結構出てたんですけども。途中から活動じゃなくて、あまりものだけを買ってくれというのは、市のほうの基本的な、その全市で統一したところの、できるだけそういうものではなくて、活動につながっているものにしてもらいたいということで、途中から内容というか、申請のルールの中にもそういうのが入ってきましたし、最初のうちオッケーだったものなんかも全て、2回目以降は駄目になったりと、見直しや何かではされております。北城も確か、受かった時もあれば受からなかった時もあればということで、4回ぐらい出されてましたよね。その年々の皆さんの判断によって、いい時と悪い時もあったので、まあ皆さんそれぞれ採点は20人ということで、これは個々ですので、受かった時もあれば受からない時もあるのかなと思います。

他、どうでしょう、全体として。

【高野副会長】

まあ私は、連続したものは減額とか制限を設けるといのですが、毎年、単年度のもものがずっと続いてですね、一年限りのものばかりだといったときに、継続性、発展性というのはあるのかと、お金がそれで活かされるのかということを見ると、私は非常に疑問に思いますね。やはり中身であり、やはりそれがどう発展していくのかということまで考えないと、駄目ではないのかなと私なりに思いますけれどもいかがでしょうか。

【宮崎委員】

私は甘えがあるという言い方をしたのですが、今私がちょっとほら関わった夜のオリエンテーリング。これは今回不採択になった時に、提案者が何を話し合ったかというのを見ていたものですからね。本当に自立ですわ。頼るな。1回もらって甘えるなというのが、自分たち自身の中で出たからね。

だからやっぱり何年か経ってね、そこに関わる人たちが本当にやる気になるというのは、私はやはり必要だと思ったから。単純には考えてはいませんがね。だけど、いろいろな団体を見ていて、やっぱりやる気を持たせるという方向に、やはり向けるのは、そろそろ必要かなという感じはするものですからね。そんな意見なん

です。

【西山会長】

ありがとうございます。どうでしょうか、北川さん、聞いてばかりで申し訳ない。意見があったら。すみません、順番に聞いていきます。

【北川委員】

私は結論から言うと、その現行ルールのままやったほうが良いのではないかなと思います。なぜかと言うと、それぞれ内容ですとか、規模ですとか、違うので、それはそれぞれ委員、それぞれが点数をつけて判断すればいいのかなと。今、宮崎委員からもお話があったように、そういう団体もあれば、参加者が料金を払ってイベントをするような事業もあれば、そうでないこう無料といいますかね、無料で参加するような事業もあるので、それぞれ事業の内容が違うので、そこは一つ一つ各委員が判断して、点数付けで決めればいいかなと。

【西山会長】

柴田さんいかがですか。すみません、順番に聞いて。

【柴田委員】

私もどっちかと言うと、現行ルールでいいと思っています。理由はいろいろありますけど、話すとき長くなるから申しません。以上です。

据え置きが一番いいと思っていますけど。

【西山会長】

はい、ありがとうございました。

杉本さんいかがですか。

【杉本委員】

特にありません。今のままでいいです。

【西山会長】

田中委員。

【田中委員】

現行のままで。

【西山会長】

現行ですか。

【西山会長】

松矢さん。

【松矢委員】

私ですか、いろいろ考えを今巡らせていたのですけれどね、やはり支援事業なんだよね。だからその支援というのは100%支援するのか、90%支援するのか、いろいろあると思うんだよ。

予算も少ない中で、いかにしてね、皆さんの活動をあれしていくかとなると、非常に難しいよね。今、宮崎さんのほうから話があったように、自立しているところもあるんですよ。私一つやってるのも自立ですよ。市から一銭ももらわない。会費制とか寄付でやっているの。だからそういう団体もあるんですよ。

だからね、やっぱり甘えもあるんだよね。それで中身を見るとさ、景品の内容を良くしたり多くしたり、そんな団体もあるんだよ。そんなのは本当に削りたいと思う、個人的には。そういうものは。

だから世界館みたいに改修しようというのは、本当に予算を付けてやりたい。そういうふうだね、だから甘えもあるんですよ。おれたちはもう何年もやっているんだから、またどうせ上位当選するんだからいいや、ね、そういう甘えたところもあるんです。実際。

中身、本当はね、これ一番最初に議論されたんだけども。本当はヒアリングをして、中を精査して、それで予算を100%にするか、90%にするかという、本当はそこまでやればいいんだけども、件数も多いし、時間もかかるし、時間のない中でこんなのはできないということで、一応出されたものを100%認めると、あとは点数で上位からいくと、いうことにしたわけね。

確かにだから甘えもあるんだよ。一生懸命やっている団体もあるし、中身はただそういうふうにしてやっている団体もあるし、いろいろあるんだ。だからこの辺は非常に難しいね。だから大いに皆さんの意見をさ、議論してさ、どうするか。やっぱり私も今ずっと考えているんだけどね、どれがいいなんて言えないんだよ。ただ甘えもある団体もあるんだ、確かに。

【西山会長】

ありがとうございました。

野本副会長。

【野本副会長】

何と言いますかね、今の議論をもう少ししていきたいと、していく必要があるのではないかなという思いでいます。

そして、先ほど来、一、二、市民の声として聞こえてきている部分もありますという御発言もありました。それを考えると、事業提案団体の皆さんに、この件を諮るというか、あるいはアンケートをとるというか、何かそういうその自分たち市民の力、団体で上越市の活力を向上したい、まちづくりに関わりたいという、こういう気持ちの中で、その支援金額なり、率なりをどういうふうにすることが必要かっていうのを協議会として議論するだけではなくて、やはり一度、当面の方というのは提案団体ですから、その方々の御意見等もお聞きするという意味も含めて、私としてはもう少しこの件については協議をさせていただけないか、していただけないか、そんな気持ちでおります。以上です。

【西山会長】

はい、ありがとうございました。

御発言をいただいた方、こちらのほうから指名をさせていただいて御意見をいただいた方、いろいろいらっしゃいます。

私は本来は会長の立場ですので、意見は本当は言わないほうがいいんでしょうけれど、唯一、一つだけ頭に残っているのは、全部の回で、例えばこれを減らした時に、ここは私はずっと全部5回審査に関わっているのですけれど、採択されてそして、残念ながら採択されない事業もあるときと、二次募集をしたときがちょうど半々なんですよ。

例えば、今の現状である程度削って、それを新しいほうに回してといったときに、私は二次募集をしなければいけないのだったら、削らなくてもいいのかなと。これは極論なんだけど、わからないのですけれども、だからこのところはそういうふうになって、高田のものは他の地区とは全然違って、本当に皆さん活動団体とか、いろいろと出していただいて、幸せなぐらい、残念ながら点数を付けて、どなたかの団体が落ちなければいけないという、他の区から比べると多分うちだけだと思うんですね。こうやってこの悩みを抱えているのは。

ただ、それがまた去年は特に、開府400年の形があつて、あれだけまた応募が多かったのかなというのを考えると、私は今、野本副会長がおっしゃいましたが、ちょっと一年ぐらいかけて、もうちょっとよく議論してもいいのかなと、ここ1か月で変えて、変えたのって、来年駄目だったからまたじゃあ戻りますと、9割にしたのに、また次の年になったらやはり100%に戻しますって、一年だけでこうやって、ころころころころと変えるのって、絶対それだけはできないと思っているので、時間をかけてもいいから皆さんと、皆さんこれだけ出しているのだから、全員でこういう意見が出て、全部課題だと思っているので、また話合いをしていければいいのかなとは思っております。

それでこういうお話をして申し訳ありません。私のちょっと私的な意見を言っちゃって申し訳ないのですけれども、最終的には現行のルールを変更するか、変更しないで、先ほどこちらのほうでたくさん御意見もいただきましたが、今の現行のルールでやってみるかという二つはどこかで判断をしないと、もう先ほども言ったのですけれども、2月の末がタイムリミットになります。話合いをするのだったら、次回の9日、そして予備日の23日を使って、細かい率だとか、金額の上限だとか、例えば団体のどういうのが継続と認めるのか、それともここにもあるのですけれども、名前だけで継続と認めるのかとか、そこら辺の細かいのを全てこれから詰めていかなきゃいけないと思っております。

それで今日は、最低限、先ず現行のルールでこの3月から募集をするときに、今までのルールでやっていくのか、それともそれまでに全部ルールを組み直して、もう一回3月からは新しいルールで説明、3月1日、2月末の時点で、新しいルールが完成してて、今度募集をしてこられる皆さんに全てそれを平等に説明しなくてはいけないということは、2月末で決定していなければいけないので、それだけはちょっとタイムリミットの関係で、これ皆さんにどちらのほうがいいのか、御意見をいただきたいと思えます。

先ほど皆さんからこっちのほうがいい、あっちのほうがいいという御意見も十分いただいたと思いますので、ここでこの二つだけ、採決といたら申し訳ないのですけれども、採らさせていただいてよろしいでしょうか。

多分、こういう話の時はいつまでたっても、皆さんそれぞれの意見もあるから決

まらないと思うので、どっちかといったらこっちかなというのも、皆さん御意見を聞いて、私も頭の中にはあるのですけれども、それは言いません。申し訳ありません。皆さんにきちんと聞いてみたいと思いますので、いかがでしょうか。ちょっと決を採らせていただけてよろしいでしょうか。

【松矢委員】

ちょっと。野本さんのほうからもね、意見が出ているので、だからとりあえずね、一つ方法としては、3月からは現行でやると、ただし審議は継続していくという、もう一つの案だと思うんだよね。

【西山会長】

私もできたらそれでお願いできればなと思っています。いかがでしょうか、皆さん。

一応、今、松矢さんもおっしゃられたのですけれども、さっき野本副会長さんもおっしゃられたのですけれども、ここでルールを変更しないから終りではなくて、また一年、時間もあります。ゆっくりと。私、実は懇談会、これで町内が終わったら、1回もう半分残るので、こういう団体の方と懇談会させてもらって意見を聞いて、さっき野本さんもおっしゃったように、団体の方の意見を聞かないで、うちらだけで勝手にじゃ何割にしますというのは、きちんとお話を聞いてからでもいいのかなと思うところもありますので、今、松矢さんのほうからもおっしゃられたのですけれども、そういう形で進めさせていかせていただけてもよろしいでしょうか。

(よしの声あり)

どうしても駄目だという方、いらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

(よしの声あり)

それではこの採択ルールの件につきましては、今年度のその3月から募集が始まる現行のところは昨年度どおりのことで説明、募集を行ってその後、いろいろな団体の方や、皆さんも地域の方から御意見をいただいてそして、これはまた検討していく、継続というか、検討を今後していくということでもよろしいでしょうか。

(よしの声あり)

ありがとうございます。それでは、この作っていただいた表では、一応「現行のルールは変更しない」というほうに入れさせていただきます。それで、先ほど予備

日のほうをいただきましたが、ここでルールを変更しないということは、今のルール見直しを実際しないということになりますので、一応よほどのことがない限り23日の予備日は決めたのですけれども、1回取消しとさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

本当に貴重な御意見、そして本当に前向きな御意見をたくさんいただいて、いろいろな話合いができて大変良かったと思っております。ありがとうございました。

それではこれで、議題（3）「地域活動支援事業の高田区の審査・採択ルールについて」終了させていただきます。

続きまして、次第の4「報告事項」のほうへ移らせていただきます。報告事項（1）「諮問事項の答申について」、事務局のほうからよろしくお願いいたします。

【森田係長】

— 資料に基づき説明 —

【西山会長】

はい、ありがとうございました。只今の諮問事項の答申について、何か御意見等ある方いらっしゃいますでしょうか。

はい、ありがとうございます。

続きまして、次第4、報告事項（2）「平成26年度地域活動支援事業の変更について」に入ります。事務局からお願いいたします。

【森田係長】

— 資料に基づき説明 —

【西山会長】

はい、ありがとうございました。報告事項（2）の変更申請の件につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

はい、松矢委員。

【松矢委員】

何か注文を付けたいのですよ、というのはね、これ看板となっているでしょう、何か地図を書いてあれするのですよ。多分、どっかに設置するんだよ。

あのね、今、本町通りを私は毎日のように歩いているのだけれど、地図が結構あるんですよ。みんな変な地図だ。現状と合っていないんです。平気で掲げている。

明日ちょっと皆さん見てください。第四銀行の、文化振興課から入って入口のところに地図があります。現状とね、合っていないんですね。そういう目で見るとね、おかしい地図がいっぱいあります。

要するにね、鉄道の信越線がこうあるのに、地図はこう書いてあります。要するに地図というのは、市内の人のためじゃないよね。要するに、高田を訪れた人に、例えば小川未明さんのところに行けるように案内図を書くわけでしょう。それで、実体と合うように掲げてもらいたいということ。

要するに、明日是非とも、第四銀行の脇の入り口の地図を見てください。変な地図なんです。でね、あれでは遠くから来た人はね、高田公園行こうと思ったって、全然違うところへ行っちゃう。

【吉田委員】

じゃ、間違っているということですか。

【松矢委員】

要するに、実態と地図が合っていないんです。要するに同じ地図を何枚も書いて、掲げる所は、適当に掲げるからそうなるちゃう。そういう地図が他にも結構あるんだ。

それからもう一つ、ついでに、これはいいんだけどね。あの何々町と書いてあるあれ。あれだってね、書いてある裏側にだけ「いわれ」が書いてあるんだよね。ところが裏側はね、見えないんだよ。だから見ようと思っても見れないのね。あれ90度になってれば分かるんだけど、裏側だから。しかもね、奥に書いてある、何と言うか、ぐっと店側に設置してあるから、見ようと思っても見れないんだね。ああいうの平気なんだよね。だから設置する人はさ、もっと考えてやってもらいたいよね。せっかく金をかけているんだから。本当に。私、本町通りを歩いていつもそれを思うんだけど、誰に文句を言ったらいいのか分からないんだけどさ。

【森田係長】

今回の提案団体のほうにも、その旨、また私のほうからお伝えさせていただきますので。要はちゃんと分かるもの、詳しく分かるものを、ちゃんと使えるものと。

【松矢委員】

実態と合うようにね。そこへ行けるように、地図を見て行けるように。

【西山会長】

また事務局のほうから、提案団体のほうに伝えていただけるということでございますし。

【松矢委員】

そうです。伝えてください。せっかく作るのだから。

【西山会長】

支柱については上越市の。うちもちょっと支柱を建ててくれとって建っていますけれども見れません。

それでは、次第の5「事務連絡」のほうに移らさせていただきます。事務局、お願いいたします

【森田係長】

それでは事務局から、大きく分けて3点ですね、事務連絡をさせていただきます。

先ず2月の協議会の日程でございます。次回の第14回協議会は2月9日月曜日午後6時半から、当会場で予定しております。前回御案内したとおりでございますが、2月定例日を変更して実施するものです。お間違えのないようよろしくお願いいたします。

次に、3月の日程についてお知らせいたします。3点ございます。

1点目は、第4回懇談会ですが、すでに御案内のとおり、3月4日水曜日午後6時半から、ミュゼ雪小町で開催いたします。委員の皆様のご集合時刻は午後5時半となります。どうぞよろしくお願いいたします。

2点目ですが、3月の地域協議会は、定例で3月16日月曜日午後6時半から当会場にて開催の予定です。

3点目ですが、地域活動支援事業事前説明会について報告させていただきます。来年度の地域活動支援事業の募集を控えまして、高田区の皆様向けの地域活動支援事業事前説明会を3月12日木曜日午後6時半から、1時間の予定で計画させていただきました。これは新規提案団体の皆様を対象に、制度や高田区の募集要項などについて御説明させていただくものです。正副会長には同席いただくことしておりますが、委員の皆様も御都合がつく方は、是非、同席いただければと思っております。本事前説明会については、3月1日に発行を予定しております。高田区地域

協議会だより第21号の他、チラシを作成し周知したいと考えております。委員の皆様にも次回の協議会になろうかと思いますが、チラシを作らせていただきまして、配らせていただきますので、是非、お知り合いの方で地域活動支援事業の提案を検討されている方がありましたら、是非、お知らせいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。繰り返しになりますが、高田区地域活動支援事業事前説明会は、3月12日木曜日午後6時半から当会場で開催をすることになります。よろしくお願いたします。

それから、先ほど会長さんのほうからもお話ございました。2月の関係ですが、2月23日の予備日ということで、本当に一応予備日ということで、基本的には審議がスムーズに進めば、この日は実施しないでいいとなっておりますが、一応、予定は考えておいていただくということだそうですので、はい、よろしくお願いたします。次回決めるということで。

最後に、「地域協議会だより」について、委員の皆様にお願がございます。これまで委員の皆様から原稿をお寄せいただき掲載してきました「委員の声」というコーナーなのですが、お陰様で全員の皆様をご紹介することができました。このコーナーの掲載により、この地域協議会だよりへの関心を高めることができたこと、事務局のほうでは感じております。そこで、編集委員の皆さんと御相談させていただきまして、委員の皆様の投稿コーナーを是非、是非、継続したいと考えております。テーマは今後のなんですが、「高田区の魅力あれこれ」ということで、委員の皆さんが考える高田区の魅力、良さ、将来に残していきたいもの、地域の自慢などを紹介させていただきたいと考えております。初回の3月1日号につきましては、編集委員の河村委員と吉田委員が担当することになりました。お忙しいと思いますが、順次また掲載してまいりたいと思っておりますので、皆様の御協力をよろしくお願いたします。事務局からは以上です。

【西山会長】

はい、ありがとうございました。

【松矢委員】

それは高田区の中の魅力ね。

【森田係長】

はい、そうです。

【西山会長】

只今、事務局のほうから説明がありましたが、次回第14回は予定どおり2月9日の午後6時半ということでお願いいたします。いろんな案件等がありますので、それが間に合わないようでしたら、23日。すいません、私、先ほど23日はありませんと言ってしまって申し訳ありません。一応予備日ということで。2月9日で大丈夫なようでしたら、23日はないということでお話をさせていただきました。

【森田係長】

すいません。なしでおっしゃいましたかね。ごめんなさい。

すいません、ちょっと間違っただけ聞いてしまったのですいません。なしということでよろしければ、はい。

【西山会長】

一応なしということで、はい、お願いしたいと思います。

それと3月4日が懇談会、3月12日が活動支援事業の説明会があります。私たち三役は出ますけれども、皆さんも是非、出ていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かございますでしょうか。

以上をもちまして、第13回の高田区協議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 南部まちづくりセンター

TEL: 025-522-8831 (直通)

E-mail: nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせて御覧ください。